

# 「第3次山口県学校安全推進計画（素案）」に対する

## パブリック・コメントの概要

### 1 パブリック・コメントの実施状況

#### (1) 募集期間

令和4年10月11日（火）から11月10日（木）まで

#### (2) 公表方法等

県のホームページに掲載するとともに、県庁情報公開センター、各地方県民相談室、山口地方県民相談室防府市駐在及び各県立学校で自由に閲覧できるようにしました。

#### (3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メールにより意見を募集しました。

### 2 意見の件数

1人、7件

(内訳)

項 目		件 数
目次	はじめに	1
	第1章 学校安全の現状と課題及び本計画の位置付け	1
	第2章 今後の学校安全推進の方向性	1
	第3章 学校安全を推進するための方策	1
	その他	3
	パブリック・コメントの実施方法等に関するもの	0
合 計		7

### 3 提出された意見及びこれに対する考え方

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p><b>1 はじめに（1件）</b></p> <p>○ 文中に『本県での幼児児童生徒が関係する事件・事故・災害の発生状況を踏まえて』とありますが、後段の施策目標の設定根拠となる具体的な発生状況を見ることができません。立案にあたってどのような調査・集計結果をもとに立案されたのかの明示がなければ、具体的施策の元となる計画として情報が不十分ではないでしょうか。</p> <p>本県として、特に重視する施策とその根拠となる部分だけでも、立案の元となる調査結果を明示ください。</p>	<p>○ 本計画は、国の「第3次学校安全の推進に関する計画」の内容をベースに、本県の状況として、子どもへの声かけ事案の発生状況、子どもたちの交通事故の発生状況、避難訓練や防災に関わる訓練等の取組状況を踏まえ策定しています。また、特に重視する施策については、第1章3において調査結果と併せてお示ししているところです。</p>
<p><b>2 第1章 学校安全の現状と課題及び本計画の位置付け（1件）</b></p> <p>○ 各目標に対して5年間のKGI および中間でのKPIを設定し、明示する必要があると思います。</p>	<p>○ 法に関する施策目標については原則として達成率100%が求められますが、それ以外の施策目標については、毎年行う取組状況の調査結果をもとに、各地域や学校の事情等を踏まえ、改善に向けて取り組むことにしています。</p>

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p><b>3 第2章 今後の学校安全推進の方向性（1件）</b></p>	
<p>○ 3活動の一つに『PDCA サイクルの確立を重視した「安全管理」の充実』とありますが、立案された施策目標についても、これまでの活動においてPDCAサイクルを回した結果として提示されたものと思いません。第3次となる計画ですので、第2次の計画からの進捗や見直しができる形で記載いただけないでしょうか。</p>	<p>○ 本計画は、第2次計画からの進捗状況及びそれを踏まえた課題についての検討結果に基づき施策目標を定めています。第2次計画からの進捗や見直し状況につきましては、計画記載内容とのバランスを考慮し、一部を第1章3でお示ししています。</p>
<p><b>4 第3章 学校安全を推進するための方策（1件）</b></p>	
<p>○ 令和4年4月1日から施行された『教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律』に対応する、児童・生徒の安全確保への取り組み施策、教育職員への教育・研修・採用基準等の取り組み施策について記述がありませんが、これは学校安全推進とは切り離されたものとして解釈されているのでしょうか。自然災害が比較的少ない山口県においては、児童・生徒の安全確保の観点から非常に重要な視点と考えますが、関連する施策目標は不要とお考えでしょうか。</p>	<p>○ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に対応する施策としては、施策目標31『性犯罪・性暴力の防止のための「生命（いのち）の安全教育」の実施』を掲げているところですが、御意見を踏まえ、引き続き、重要な目標として取組を進めてまいります。</p>
<p><b>5 その他（3件）</b></p>	
<p>○ 今回39の施策目標を設定されていますが、その多くの実施主体が学校であると思います。授業・学校行事もある中で、本当にこれだけの施策の実施が可能なのかの検証は行われたのでしょうか。前回立案時と今回で施策の実施について調査されているようですが、実施率が上がらないので継続するものの時間がなくてできないという循環に陥っていないのでしょうか。地域性、重要度などを鑑みて、施策の実施については県もしくは市町が頻度や項目などを、ある程度指針として学校に示す必要があると思いますが、その計画はありますか。計画があるのであれば、施策目標とともに表記すべきだと思います。</p>	<p>○ 施策目標については、国の「第3次学校安全の推進に関する計画」や県の状況を踏まえ、子どもたちの命を守るために必要なものを精選し、設定しています。          なお、子どもたちや教職員が学校安全に関する学びや資料の共有を効率的にできるように本計画に二次元コードを掲載するとともに、実績調査の回答及び集計方法の見直しを進めることで、学校の負担軽減を図ることとしています。</p>
<p>○ 本計画の根拠法の1つとして「学校保健安全法」が存立していると思いますが、第26条にて示されている『加害行為』に、『生徒間のいじめ』『教員による体罰等の不適切指導』は含まれるのでしょうか。本計画において、上記の項目の明記がありませんでしたので、確認です。</p>	<p>○ 本計画は、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の計画であり、いじめ対策や教員の不適切な指導についての取組を定めたものではありません。御意見のあった『生徒間のいじめ』につきましては、「いじめ防止対策推進法」に基づき「山口県いじめ防止基本方針」で諸施策を示しています。</p>
<p>○ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが令和3年に死亡事例として認定したもののうち、特に中学校においては、いじめや不適切指導による自殺と推定される案件が多くあります。現状の計画案においては、災害や外部の犯罪に対する記載が多く目立ち、学校内での問題行為の防止や解決に対する施策目標が見受けられません。対外的に地震や災害の少ない県としてPRをしている本県においては、学校における子どもたちにとってのリスクとして、『いじめや不適切指導』は自然災害以上に近いものと考えてもよいのではないのでしょうか。今回、『いじめや不適切指導』を記載されなかった理由を、明示ください。また『いじめや不適切指導』に対する教育施策は、どのような条例・計画によって推進されるのでしょうか。</p>	<p>○ また、『教員による体罰等の不適切指導』については、学校教育法第11条で禁止されており、これまでも研修会や通知文等において指導を行っているところです。御意見のあったいじめ対策や教員の不適切な指導につきましては、今後も引き続き、取組を進めてまいります。</p>